

観物指令第 1 号

茨城県知事登録旅行業第 2-384 号

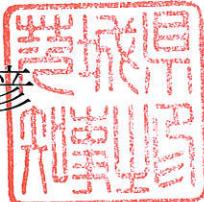
株式会社 高田観光

代表取締役 高田 稔士 殿

令和 5 年 4 月 6 日付けで申請のあった旅行業約款の変更について、
旅行業法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可します。

令和 5 年 4 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦



2023年3月30日

茨城県知事 殿

旅行業者の名称 : 株式会社 高田観光

代表者氏名 : 高田 稔士 

担当 : 高田 稔士

電話 : 0296-28-1401

旅行業約款変更認可申請書

当社が平成28年8月22日付で認可を受けた旅行業約款を変更致したく、旅行業法第12条の2第1項の規定により、以下のとおり認可を申請致します。

記

1. 申請者の名称及び住所 :

株式会社 高田観光

茨城県筑西市飯島391番地

2. 登録年月日及び登録番号 :

平成 6年6月15日

茨城県知事登録旅行業第2-384号

3. 申請の理由 :

- (1) 本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行及び受注型企画旅行に係る事項を、当社約款に組み入れるため。
- (2) 募集型企画旅行契約に利用する航空券（航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件によるものに限る。）における航空会社の課す取消料、違約料等の合計額が標準旅行業約款に定める取消料の限度額を超える場合に、航空会社が課す取消料、違約料等の合計額の範囲内の金額を旅行契約に係る取消料として旅行者に請求することができる規定を新設するため。
- (3) 募集型企画旅行契約に利用する航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。）における航空会社の課す取消料、違約料等の合計額が標準旅行業約款に定める取消料の限度を超える場合に、航空会社が課す取消料、違約料等の合計額の範囲内の金額を旅行契約に係る取消料として旅行者に請求することができる規定を新設するため。
- (4) クルーズを組み込んだ海外の募集型企画旅行及び受注型企画旅行を、クルーズ会社の課す取消料の実態に添うようするため。
- (5) 募集型企画旅行及び受注型企画旅行に利用する宿泊機関が変更になった場合であって変更後の宿泊機関が契約書面に記載したものより等級が高いものであったときを変更補償金の支払いから除外するため。
- (6) 受注型企画旅行の取消料について、旅行サービス提供機関が旅行業者に課す取消料、違約料の実額の合計額の範囲内の金額を旅行の取消料の設定をするため

4. 認可申請に係る旅行業約款

「認可を希望する旅行業約款（案）」のとおり。

5. 実施予定日

茨城県知事の認可を受けた日から

6. 添付

- (1) 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙1）
- (2) 当社の現行旅行業約款との対照表（別紙2）
- (3) 宣誓書・誓約書（別紙3-1、別紙3-2、別紙3-3）
- (4) フライ＆クルーズ旅行に係る計画（別紙4）

以上

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）の以下の項目について、つぎのとおりに変更する。

【変更箇所】

- (1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）
- (2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）
- (3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項（旅行者の解除権）
- (4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）
- (5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）

(1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 次項から第四項以外の募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(二) 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
二 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
木 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の100%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	
(三) 航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める航空券取消料等の条件（以下「航空券取消条件」とい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの	

<u>イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）</u>	<u>旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内</u> 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内
<u>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）</u>	<u>旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内</u> 旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内
<u>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）</u>	<u>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内</u> 旅行代金の100%以内
<u>二 旅行開始日の前に解除する場合</u>	
<u>ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）</u>	
<u>ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u>	
<u>(四) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</u>	<u>(略)</u>
備考 (一) (略) (二) (略) (三) 第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
<u>(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。）</u>	
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けて販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）</u>	
<u>イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からホに掲げる場合を除く。）</u>	<u>旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内</u>
<u>ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつ</u>	<u>旅行代金の10%又は</u>

	<u>て、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハから木までに掲げる場合を除く。）</u>	<u>旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内</u> <u>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内</u> <u>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいづれか大きい額以内</u> <u>旅行代金の100%以内</u>
ハ	<u>旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及び木に掲げる場合を除く。）</u>	
ニ	<u>旅行開始日の前々日以降に解除する場合木に掲げる場合を除く。）</u>	
木	<u>旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u>	
(三)	<u>貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</u>	
	(略)	(略)
(四)	<u>旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）</u>	
イ	<u>日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（口に掲げる場合を除く）</u>	<u>①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの</u> <u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</u> <u>②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの</u> <u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</u>
口	<u>旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u>	<u>旅行代金の100%以内</u>
(五)	<u>本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約</u>	(略)
注	(略)	
備考	(一) (略)	

(二) (略)

(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

(2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 <u>契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）</u>	(略)	(略)
第八号及び第九号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 <u>第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</u>		
注六 (略)		
注七 (略)		

(3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

(4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料 (略)

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）	
(略)	(略)
(二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
(略)	(略)
(三) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 口からハまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ハに掲げる場合を除く）	<p>①クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの</p> <p>当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</p> <p>②クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの</p> <p>当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>
ハ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	
(四) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	(略)
備考 (略)	

(5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	(略)	(略)
第八号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 (略)		

2. 上記1.以外は標準旅行業約款と同一の内容である。

以 上

現行の旅行業約款との対照表

(1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

認可を希望する旅行業約款（案）		現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）	
募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料		募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料	
区分	取消料	区分	取消料
<u>(一) 次項から第四項以外の募集型企画旅行契約</u>		<u>(一) 次項以外の募集型企画旅行契約</u>	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口から木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口から木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハから木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハから木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内	ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（木に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始当日に解除する場合（木に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
<u>(二) 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの</u>			
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口から木に掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消		

	<u>料等の額</u> (以下「旅 行契約解除 時の航空券 取消料等」 といいま す。) 以 内 <u>旅行代金の</u> 20%又は旅 行契約解除 時の航空券 取消料等と のいずれか 大きい額以 内		
<u>口 旅行開始日の前日から起 算してさかのぼって二十日 目(日帰り旅行にあっては 十日目)に当たる日以降に 解除する場合(ハからへま でに掲げる場合を除く。)</u>			
<u>ハ 旅行開始日の前日から起 算してさかのぼって七日目 に当たる日以降に解除する 場合(ニからへまでに掲げ る場合を除く。)</u>			
<u>二 旅行開始日の前日に解除 する場合</u>	<u>旅行代金の</u> 40%又は旅 行契約解除 時の航空券 取消料等と のいずれか 大きい額以 内 <u>旅行代金の</u> 50%又は旅 行契約解除 時の航空券 取消料等と のいずれか 大きい額以 内		
<u>ホ 旅行開始当日に解除する 場合(ヘに掲げる場合を除 く。)</u>	<u>旅行代金の</u> 50%又は旅 行契約解除 時の航空券 取消料等と のいずれか 大きい額以 内 <u>旅行代金の</u> 100%以内		
<u>ヘ 旅行開始後の解除又は無 連絡不参加の場合</u>			
<u>(三) 航空会社が設定する航空券(募集型 企画旅行のために旅行の目的地におけ る宿泊費その他の費用を合算した旅行 代金の額のみを表示することができ、 運賃・料金を単独では表示するこ とがない航空券(1名から利用できる 「個人包括旅行運賃」に限る。)を 利用する募集型企画旅行契約であつ て、契約書面において、当該航空券が 利用されること、航空会社の名称、並 びに当該航空券に関する航空会社が定 める航空券取消料等の条件(以下「航 空券取消条件」といい、当該航空会社</u>			

<p style="text-align: center;">のウェブサイト等でご確認いただけます。) 及び金額を明示したもの</p>			
<u>イ 旅行契約締結後に解除する場合 (口からへに掲げる場合を除く。)</u>	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
<u>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからへまでに掲げる場合を除く。)</u>	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
<u>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合 (ニからへまでに掲げる場合を除く。)</u>	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
<u>二 旅行開始日の前日に解除する場合</u>	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内		
<u>ホ 旅行開始当日に解除する場合 (ヘに掲げる場合を除く。)</u>	旅行代金の100%以内		
<u>(四) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</u>	当該船舶に係る取消料の規定によります。	<u>(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</u>	当該船舶に係る取消料の規定によります。
<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p> <p>(三) 第二項及び第三項の場合におい</p>		<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p>	

て、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（口からニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

□ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	の額以内 旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
二 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(三) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（口からニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（口からニまでに掲げる場合を除く。）
□ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	□ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合
(四) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料	①クルーズ中の泊数	

	<p><u>収受期間の起算日である クルーズ開始日を旅行開 始日と読み替えた期間内 に解除する場合（口に掲 げる場合を除く）</u></p> <p>が当該募 集型企画 旅行の日 程中の宿 泊数（航 空機内の ものを除 く。②に おいて同 じ。）の 50%以上 のもの 当該期 間に対応 するクル ーズの取 消料收受 期間の区 分に適用 される取 消料率の 2分の1 に相当す る率以内 ②クルーズ 中の泊数 が当該募 集型企画 旅行の日 程中の宿 泊数の 50%未満 のもの 当該期 間に対応 するクル ーズの取 消料收受 期間の区 分に適用 される取 消料率の 4分の1 に相当す る率以内 旅行代金の 100%以内</p> <p>□ <u>旅行開始後の解除又は 無連絡不参加の場合</u></p> <p>(五) 本邦出国時及び帰国 時に船舶を利用する募 集型企画旅行契約</p> <p>注 「ピーク時」とは、十二月二十日から 一月七日まで、四月二十七日から五月六</p>	
	<p>(三) 本邦出国時及び帰国時 に船舶を利用する募集型 企画旅行契約</p>	当該船舶に 係る取消料 の規定によ ります。

日まで及び七月二十日から八月三十一日
までをいいます。

備考（一）取消料の金額は、契約書面に明
示します。

（二）本表の適用に当たって「旅行開
始後」とは、別紙特別補償規程第
二条第三項に規定する「サービス
の提供を受けることを開始した
時」以降をいいます。

（三）第二項の場合において、当該航
空券に関して、当社が航空会社に
対して支払うべき航空券取消料等
が生じなかつたときは、旅行契約
解除時の航空券取消料等の額は無
料として取り扱い、航空会社によ
り航空券取消料等が減額されたと
きは、当該減額後の航空券取消料
等の額を旅行契約解除時の航空券
取消料等の額として取り扱いま
す。

日まで及び七月二十日から八月三十一日
までをいいます。

備考（一）取消料の金額は、契約書面に明
示します。

（二）本表の適用に当たって「旅行開
始後」とは、別紙特別補償規程第
二条第三項に規定する「サービス
の提供を受けることを開始した
時」以降をいいます。

(2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

認可を希望する旅行業約款（案）			現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）		
別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）	変更補償金の支払いが必要となる変更		変更補償金の支払いが必要となる変更		別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）
	一件あたりの率 (%)	旅行開始前	一件あたりの率 (%)	旅行開始前	
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0	六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0	
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 <small>(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)</small>	1.0	2.0	七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーライブル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーライブル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。				注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。				注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。				注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

(3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項

認可を希望する旅行業約款（案）	現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）
<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。</p> <p>ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。</p>	<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。</p> <p>通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払を受けます。</p>

(4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料

認可を希望する旅行業約款（案）	現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）
取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料 (略)	取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料 (略)
二 海外旅行に係る取消料	二 海外旅行に係る取消料
区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）	(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）
イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
口 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合 (ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約
イ 口からホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
口 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内

(ニに掲げる場合を除く。) 木 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内	(ニに掲げる場合を除く。) 木 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
<u>(三) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）</u>			
イ 口からハまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	<u>企画料金に相当する金額</u>		
ロ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ハに掲げる場合を除く）	<p><u>① クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの</u> <u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</u></p> <p><u>② クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの</u> <u>当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</u></p>		
ハ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	<u>旅行代金の 100%以内</u>		
<u>(四) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用す</u>	当該船舶に係る取消料の規定に	<u>(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用す</u>	当該船舶に係る取消料の規定に

る募集型企画旅行契約

ります。

備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

る募集型企画旅行契約

ります。

備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

(5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

認可を希望する旅行業約款（案）			現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）		
別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）	変更補償金の支払いが必要となる変更		別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）	変更補償金の支払いが必要となる変更	
	一件あたりの率 (%)			一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後		旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0	三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

<p>六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更</p> <p>七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 <u>(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)</u></p> <p>八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更</p>	1.0	2.0	<p>六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更</p> <p>七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更</p>	1.0	2.0
<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p> <p>注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p>	<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p> <p>注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p>				

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

2023年3月30日

宣誓書

茨城県知事 殿



このたび、募集型企画旅行において利用する航空運送（PEX運賃等〔航空会社がウェブサイト等で広く消費者向けに販売する航空券にかかる航空運賃・料金をいいます。以下同様。〕によるもので、国内を発地又は着地とするものに限ります。）に関し、航空会社が当社（又は委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第12条の2第1項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを宣誓致します。

記

1. 取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

- ①PEX運賃等による航空運送を利用する旨
- ②利用する航空会社名及び利用する運賃の種別
- ③上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額
- ④募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨
- ⑤上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法
- ⑥上記①③④について、ツアーモードパンフレットに記載するにあたり、枠取りのうえ文字ポイント数を大きめにするなど他の記載事項とは区別して目立つ表示すること。

2. 旅行者への取引条件の説明にあたり、上記1. の各事項の説明を徹底すること。

3. 旅行業法第14条の2の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記1. の各事項の説明を徹底させること。

以上

2023年3月30日

宣誓書

茨城県知事 殿

旅行業者の名称： 株式会社 高田観光

代表者氏名：高田 稔士

担当：高田 稔士

電話：0296-28-1401



このたび、募集型企画旅行において利用する航空運送（航空会社が設定する個人包括旅行運賃によるもので、本邦内ののみの旅行に利用するものに限ります。）に関し、航空会社が当社（又は委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第12条の2第1項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを宣誓致します。

記

1. 取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

- ①個人包括旅行運賃による航空運送を利用する旨
- ②利用する航空会社名及び利用する運賃の種別
- ③上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額
- ④募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨
- ⑤上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法
- ⑥上記①③④について、枠取りのうえ文字ポイント数を大きくする、他の記載事項より太いフォントを使う、目立つ文字色を使う、背景色を目立つものにするなど適宜の方法で他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること

2. 旅行者への取引条件の説明にあたり、上記1. の各事項の説明を徹底すること。

3. 旅行業法第14条の2の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記1. の各事項の説明を徹底させること。

4. なお、告知広告を実施するときは、告知広告書面に次の事項を記載すること。

- ①告知広告のみでは募集型企画旅行契約の締結には応じない旨
- ②旅行代金はお問い合わせの都度、別途発行する「取引条件説明書面」にてご案内をする旨
- ③上記の他、契約規則第13条に規定された事項（第4号を除く）
- ④旅行代金の目安額（任意）
- ⑤個人包括旅行運賃を利用する商品である旨

以上

別紙3-3

2023年3月30日

茨城県知事 殿



誓 約 書

このたび、旅行業約款変更認可申請にあたり、実額精算規定を適用させる受注型企画旅行契約を締結する場合の取扱いとして、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 実額精算規定を適用した受注型企画旅行契約の範囲は国内旅行のみといたします。
- ② 実額精算に関する旅行条件を旅行者に十分に説明いたします。

以上

フライ&クルーズ旅行に係る計画

登録番号：茨城県知事登録旅行業第2-384号
旅行業者名：株式会社 高田観光

概ねの実施時期	方面	旅行期間	利用するクルーズ会社	クルーズに適用される取消料		
				クルーズの期間	取消の期間	取消料
未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定